

国 国 土 審 第 89 号  
令和 6 年 11 月 18 日

農 林 水 産 大 臣  
江 藤 拓 殿

国土審議会長 永野 毅  
(公印省略)

### 山村振興対策の推進について

令和 6 年 9 月 6 日開催の国土審議会第 5 回山村振興対策分科会において、山村地域の現状にかんがみ、下記のとおり意見を提出することを決しましたので、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 22 条第 2 項により意見を申し出ます。

### 記

山村は、我が国の国土面積の約 5 割を占め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、我が国の農林水産業の発展、資源や国土の管理を通じ国民生活及び国民経済の安定やカーボンニュートラルの実現に寄与するなど、重要な役割を果たしている。

これらの機能や役割をはじめとして山村は、各地域の風土に根ざして築き上げられた伝統、文化や知恵に富み、国民が安心・安全で健やかに豊かな暮らしを享受していく上で共有すべき無限の可能性や魅力に溢れている。山村の維持・活性化は、そこに住まう人々の暮らしを豊かにするのみならず、我が国が全体として持続的に発展していく上で基盤となり得る。

このため、依然として都市域に比べて社会基盤が脆弱であることや人口減少が著しい現状を踏まえ、山村地域における所得の向上や雇用の確保、ひいては移住、二地域居住の促進等による人口減少の緩和や人口の維持等が不可欠である。そのため、山村の多様な魅力を活かした内発的な地域振興を引き続き実施していくことにより、これらの実現を図っていく必要がある。

具体的には、地域の創意工夫の下で山村の豊かな可能性を再認識するとともに、地域資源に新たな価値を創出する等により経済の好循環を一層促進し、所得の向上を図る。あわせて、就業・起業機会の創出を図るとともに、企業と山村集落との交流を進める等で、UターンやIターン等の都市部からの人の流入や投資を促す。

また、生物多様性の保全と回復を図る取組、良好な景観づくり、生活環境の整備、高齢者等の福祉の増進、子育て支援、教育環境の整備や医療体制の強化等、山村の社会基盤の充実を図

り、より包摂的な地域社会の構築を山村の活性化につなげていくことが重要である。

このような観点から、広く国民の間で、山村の無限の可能性や魅力と併せて山村のあるべき姿についての共通認識と理解を促しつつ、共生・対流の実現を図るため、山村振興施策を今後も引き続き強力に推進することが必要である。